

豊見城市産業振興計画策定業務 プロポーザル実施要項

■募集期間

令和7年8月8日(金)～令和7年8月28日(木)

■受付時間

応募期間内の午前9時～午後5時

※土曜・日曜・祝祭日は除く

※受付時間以外は受付に応じられません。ご注意ください。

■受付先及び問い合わせ先

〒901-0292 沖縄県豊見城市宜保一丁目1番地1

豊見城市 企画部 商工観光課

担当：上原

電話：098-850-5876

FAX：098-850-5343

E-mail：syoukou@city.tomigusuku.lg.jp

令和7年

豊見城市 企画部 商工観光課

1 目的

本市では、「第5次豊見城市総合計画」（令和3年3月策定）で掲げている施策のひとつである『活気ある豊かなまち』を実現するために、本市が沖縄県の玄関口である那覇空港に隣接するという地理的特徴を最大限に活かした高付加価値型産業の市内立地・集積を進めながら、農林水産業・商工業・観光業などの各産業分野のブランド化等を進めるなど、市内産業の振興を目指している。

これに関し、令和6年度は新たに豊見城市産業振興計画の策定を目指し、現在の地理的立地状況や本市を取り巻く社会情勢、市内産業を取り巻く課題等を整理・把握するため、市内産業の実態・動向等について調査を実施し、将来を見据えて中長期的な視点に立った産業振興施策の立案のための基礎調査を実施した。

本業務はこの基礎調査の結果を踏まえて、今後、豊見城市が取り組むべき施策案を体系的に整理し、審議会等での意見を集約したうえで豊見城市産業振興計画を策定する。

2 業務概要

- (1) 名称：豊見城市産業振興計画策定業務
- (2) 業務内容：「豊見城市産業振興計画策定業務 委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）を参照すること
- (3) 履行期間：契約締結日から令和8年2月27日（金）まで
- (4) 契約保証金：豊見城市契約規則に基づく
- (5) 提案上限額：8,767,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
 - ※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すための額であり、実際の契約額は異なる場合があることに留意すること。
 - ※金額に係る消費税及び地方消費税の税率は10%として算出すること。なお、受託期間中に税率の変更があった場合は、変更した税率で変更契約をする。
 - ※提案上限額を超える額で提案した事業者は、失格とする。

3 応募資格

業務の実施に必要な能力を有する者で、次に掲げる全ての要件を満たす者を対象とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項第2号及び第3号の規定に該当する者でないこと。
- (2) 国及び地方公共団体等において指名停止を受けてないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 沖縄県内に本店又は支店、営業所、事務所等を有すること。
- (5) 豊見城市暴力団排除条例（平成23年豊見城市条例第18号）第2条第1項第1号及び第2号に該当する者でないこと。
- (6) 租税を滞納していないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (8) 業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ正副2名以上の担当者を割

り当て、十分な人員体制がとれること。

(9) 過去に、受託業務等において法令違反や不正行為等が無いこと。

(10) 共同体(コンソーシアム)での参加も可能とする。その場合、構成員すべてが上記(1)～(7)及び(9)の要件を満たすこと。

4 スケジュール

本業務に関するスケジュールは下記のとおり。※諸事情により変更する場合があります。

項目	日程
(1) プロポーザル実施要項等の公開及び募集受付期間	令和7年8月8日(金) ～8月28日(木)
(2) 質問受付期間	令和7年8月8日(金) ～8月22日(金)
(3) 質問に対する回答	令和7年8月25日(月)
(4) 一次審査(書類審査)	令和7年8月28日(木)
(5) 一次審査 結果通知	令和7年8月29日(金)
(5) 二次審査(プレゼンテーション審査)	令和7年9月10日(水)
(6) 選定結果通知	令和7年9月11日(木)

5 配布資料

- (1) プロポーザル実施要項(本書)
- (2) 委託業務仕様書
- (3) 様式集(ワード)

6 提出書類等

- (1) 提出書類(クリップ留め)1部
 - ①企画提案参加表明書【様式第1号】
 - ②共同体(コンソーシアム)構成書【様式第3号】※該当する場合のみ
 - ③法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
 - ④会社定款(ない場合は規約及び構成員名簿等)
 - ⑤完納証明書(発行から3か月以内のものに限る。コピー可)
 - ※豊見城市内に本店又は支店等を有するとき
 - ・豊見城市税の納税(完納)証明
 - ・国税(法人税等)に滞納が無いことの証明
 - ※豊見城市内に本店又は支店等を有していないとき
 - ・国税(法人税等)に滞納が無いことの証明
- ※③～⑤についてコンソーシアムの場合は構成員分も提出。
- (2) 企画提案書(フラットファイルA4左綴じ)6部(正本1部・副本5部)

下記を順にまとめ、表紙以外にページ番号を付すること。

①表紙

②会社概要【様式第4号】

③受託業務実績書【様式第5号】

- ・直近5年間に受託した同種又は類似業務の実績を最大3件まで記載すること。
 - 同種業務・・・国または地方公共団体が発注した、地域の産業振興計画等の策定または支援に係る業務
 - 類似業務・・・まちづくりや観光振興に関する計画、その他各種産業の振興に関する計画又は支援に係る業務

※②・③について共同体（コンソーシアム）の場合は各構成員分も作成すること。

④業務実施体制届出書【様式第6号】

⑤担当者の経歴等【様式第7号】

- ・業務実施体制届出書に記載した正、副担当者、其々作成すること。
 - ※業務経歴等欄の同種業務と類似業務の考え方は、受託業務実績書と同じ。

⑥企画提案書【様式第8号】

- ・企画提案内容は片面印刷で20枚以内にまとめること。
- ・仕様書の内容を踏まえた内容であること。
- ・記載内容については、明瞭かつ具体的な記載とすること。
- ・使用する言語及び通貨は日本語及び日本通貨とすること。
- ・下記ア）～ウ）について必ず記載すること。
 - ア）迅速かつ正確に業務遂行を行う仕組・体制
 - イ）本事業のスケジュール（出来るだけ具体的かつ詳細に記載）
 - ウ）業務の繁閑を考慮した各業務における人的配置

⑦価格提案書【様式第9号】

- ・提案価格は、消費税及び地方消費税相当額を含んだ額を記入すること。
- ・見積書（任意様式・A4版・片面印刷）を添付すること。
- ・見積書は見積額の内訳が分かるように、単価、数量、人数等を記載すること。
- ・見積金額欄は、アラビア数字で記入し、頭数字の前に「¥」を付すこと。
- ・見積書の費目は以下の内容とすること。
 - ア）人件費（計画策定、審議会運営、作業部会運営等）
 - イ）経費（通信費、交通費、消耗品費等）
 - ※消費税が含まれている経費については消費税額を除いて計上すること。
 - ウ）一般管理費（（人件費＋経費－再委託費）×10%以内とすること。）
 - ※経済産業省 委託事業事務処理マニュアル参照
 - エ）消費税相当額

(3) 提出期限：**令和7年8月28日(木)午後5時**

(4) 提出先：豊見城市 企画部 商工観光課（庁舎4F）

(5) 提出方法：募集期間内の平日午前9時から午後5時までに直接持参し提出すること。
電子メール又はファックス等による提出は認めない。
受付時間以外の提出は、いかなる理由であっても受理しない。

7 質問及び回答

- (1) 質問事項を質問書【様式第2号】に記入のうえ、期限内に電子メール又はFAXにより提出し、受信確認のため電話連絡を行うこと。
- (2) 受付期間は当該「4 スケジュール」のとおり。
- (3) 市は指定方法によらない質問については受け付けない。また、質問受付期間内に提出されたものに対してのみ回答する。

8 選定について

(1) 基本的な考え方

豊見城市産業振興計画策定業務選定委員会（以下「選定委員会」という）において、公正かつ厳正に審査し、最も優れた企画提案者を優先交渉権者第1位として決定する。

(2) 審査方法

「別紙（1）評価項目」をもとに以下の審査を行う。

①書類審査（1次審査）

事務局において書類審査を行い、プレゼンテーション審査（2次審査）を実施する上位3者程度を選定する。審査結果は提案者全てに通知する。

②プレゼンテーション審査（2次審査）

書類審査に合格した提案者に対し、選定委員会によるプレゼンテーション審査を下記のとおり実施する。選定委員会は選定要項に基づきこれを評価する。

- ・持ち時間は最大35分とする。（説明15分、質疑20分）
- ・プレゼンテーションは提出した提案書のみで行うこと。
提出した提案書以外の資料等の持ち込みは一切認めない。
- ・本業務に携わる正担当者は必ず出席し、質疑に対応すること。
参加人数は最大3名までとする。

③優先交渉権者1位の決定

選定委員会にて、各選定委員の総合評価点数の最も高い提案者を1位とし、この1位を多く獲得した提案者を優先交渉権者第1位とする。但し、1位の順位を付された数が同数でこれが2者以上の場合は、選定委員全員の合計点数の最も高かった者を採択する。また、上記の手順で優先交渉権者を選定するが、選定委員全員の合計点数500点中、300点に満たない場合は不採択とする。

(3) 選定に関する注意事項及び書類等の取扱い

- ①企画提案書提出締切日以降の資料の追加や変更は一切認めない。
- ②各審査の評価項目は「別紙（1）評価項目」のとおり。
- ③各審査は非公開で行い、審査内容（採点等）の公表は一切行わない。
- ④審査結果に対する問い合わせ及び異議申し立てについては受け付けない。

(4) 選定結果

令和7年9月11日（木）午後に電子メールにて通知し、その後郵送する。

9 契約方法

選定委員会にて決定した優先交渉権者第1位の者と契約条件及び業務内容、契約期間等について協議をし、必要に応じて見積書の再提出を求め、双方の合意に至った場合、随意契約により業務委託契約を締結する。但し、協議の結果、優先交渉権者第1位の者と契約合意に至らなかった場合は、次点候補者を繰り上げ、その者と契約に向けて協議を行うものとする。

10 失格要件

次に掲げる項目に該当する者は、失格とする。

- (1) 当該「**3 応募資格**」の要件を満たさない者、又は満たすことが出来なくなった者
- (2) 企画提案書及びその他書類等に虚偽の記載をした者
- (3) 定められた提出方法及び提出期限に適合しない者
- (4) 選定委員及び当該関係者から不正に選定等に係る情報を得ようとした者又は得た者
- (5) その他、選定委員会及び事務局において不適格と認められる者

11 留意事項

- (1) 企画提案書提出後に止むを得ず参加を辞退する場合は、辞退届【様式第10号】を各審査の前日までに直接持参し、事務局に提出すること。なお、この辞退が今後豊見城市の発注する業務において、提案者に不利な状況を及ぼすものではない。
- (2) 提出書類等の作成、参加申込のために要する費用は、全て提案者負担とする。
- (3) 提出された資料は、受託候補者の選定以外には使用せず、また返却も行わない。
- (4) 提案者が1者の場合は、その提案内容等を選定委員会で審査し、業務可能と判断した場合にのみ契約について協議する。
- (5) 豊見城市契約規則（昭和49年豊見城村規則第11号）並びに、市のその他の例規及び国の法令等を遵守することとする。
- (6) その他、検討すべき事情が発生した場合は、別途協議を行う。

別紙（１）評価項目

1. 書類審査（1次審査）

設定された予定価格内の見積り価格であるか ※予定価格超えは書類審査対象外	対象 or 対象外
項目内容	配点
1. 受託業務実績	6点
2. 業務実施体制	5点
3. 技術者の経歴等	5点
4. 所在地	2点
5. 見積り価格	2点
合計点数	20点

2. プレゼンテーション審査（2次審査）

項目内容	配点
1. 業務の理解度 ○仕様書の理解度、業務に関する知識・技術等	20点
2. 業務提案内容 ○実施体制、実績、課題把握、計画実現性、独自提案	50点
3. 総合的な評価 ○プレゼンテーション能力、意欲、資料作成、経費の妥当性	30点
合計点数	100点